

## 小牧市地域助け合い交付金交付要綱

〔平成26年3月26日〕  
〔25小協第357号〕

(通則)

第1条 小牧市地域助け合い交付金（以下「交付金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 交付金は、小牧市地域協議会に関する条例（令和元年小牧市条例第49号。以下「条例」という。）第1条に規定する地域協議会（以下「地域協議会」という。）が地域の課題解決又は地域の絆づくりのための様々な活動を継続的かつ安定的に取り組むために必要な経費を交付することにより、地域住民、地域団体等の協働による安心して暮らし続けられるまちづくりを推進することを目的とする。

(交付対象団体)

第3条 地域づくり事業、地域協議会運営事業及び地域協議会事務所開設準備事業に係る交付金の交付の対象となる団体は、条例第4条の認定を受けた地域協議会とする。

2 地域協議会設立準備事業に係る交付金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する地域協議会設立準備委員会（条例第8条第2項に規定する地域協議会設立準備委員会をいう。以下同じ。）とする。

(1) 前項の交付金の交付の対象となる地域協議会の設立に向けて役員、規約、予算等について協議を行うものであること。

(2) 当該地域協議会設立準備委員会の区域内の住民や各種団体が広く参加し、協議を行うものであること。

(交付金対象事業等)

第4条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）、交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付率及び交付限度額は、別表のとおりとする。

2 市長は、予算の範囲内において、交付金を交付するものとする。

(交付の申請等)

第5条 地域づくり事業に係る交付金の交付を受けようとする地域協議会は、交付金の交付年度の前年度の市長が定める期日までに、事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。

2 地域づくり事業に係る交付金の交付を受けようとする地域協議会、地域協議会運営事業若しくは地域協議会事務所開設準備事業に係る交付金を受けようとする地域協議会又は地域協議会設立準備事業に係る交付金を受けようとする地域協議会設立準備委員会（以下「申請団体」という。）は、市長が定める期日までに小牧市地域助け合い交付金交付申請書（様式第1）に事業計画書及び収支予算書を添えて市長に提出しなければならない。

3 地域協議会事務所開設準備事業に係る交付金の申請は、一の地域協議会につき、1回を限度とする。

4 地域協議会設立準備事業に係る交付金の申請は、一の地域協議会設立準備委員会につき、2回を限度とする。

（交付の通知）

第6条 規則第7条の通知は、小牧市地域助け合い交付金交付決定通知書（様式第2）による。

（申請の取下げ）

第7条 申請の取下げをしようとする申請団体は、小牧市地域助け合い交付金交付決定通知書を受け取った日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更等）

第8条 規則第5条の決定を受けた申請団体（以下「交付団体」という。）は、交付事業に要する経費若しくは交付事業の内容を変更し、又は交付事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに小牧市地域助け合い交付金交付事業計画変更等承認申請書（様式第3）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第5条から第7条までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、規則第7条中「補助金等交付決定通知書（様式第2）」とあるのは、「小牧市地域助け合い交付金変更交付決定通知書」と読み替えるものとする。

3 前項後段の規定により読み替えて適用する小牧市地域助け合い交付金変更交付決定通知書は、様式第4によるものとする。

(実績報告書)

第9条 交付団体は、交付事業が完了したときは、小牧市地域助け合い交付金実績報告書(様式第5)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業内容報告書
- (3) 領収書の写し又は支払証拠書類

(額の確定の通知)

第10条 規則第13条の通知は、小牧市地域助け合い交付金確定通知書(様式第6)による。

(交付金の交付)

第11条 交付団体は、小牧市地域助け合い交付金確定通知書を受け取った日から起算して20日以内に小牧市地域助け合い交付金交付請求書(様式第7)を提出するものとする。ただし、最終請求日は、交付対象年度の翌年度の4月30日とする。

2 交付金は、概算払をすることができる。

3 交付団体は、交付金の概算払を請求しようとするときは、小牧市地域助け合い交付金交付決定通知書を受け取った日から起算して20日以内に交付金(概算払)交付請求書(様式第8。以下「概算払請求書」という。)を提出するものとする。

4 交付金は、請求書又は概算払請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとする。

(交付金の精算)

第12条 概算払を受けた者は、交付金の額の確定後、速やかに交付金を精算しなければならない。

(財産の処分制限)

第13条 交付団体は、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を得なければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 交付事業    |         | 交付対象経費  | 交付率           | 交付限度額   |
|---------|---------|---|---------------|---|
| 地域づくり事業 | 課題解決型事業 | 食糧費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、通信費、原材料費、委託費、燃料費、使用料及び賃借料、手数料、保険料、謝礼その他市長が必要と認める経費 | 交付対象経費の10分の10 | 基本額（均等割100万円に地域協議会の区域の人口に260円を乗じて得た額を合算した額に2分の1を乗じて得た額をいう。）に小牧市地域協議会に関する条例施行規則（令和2年小牧市規則第5号）第4条第2項に規定する活動段階の区分（以下「区分」という。）が第1段階の地域協議会にあつては100分の100を、区分が第2段階の地域協議会にあつては100分の150を、区分が第3段階の地域協議会にあつては100分の200を乗じて得た額。ただし、地域づくり事業の交付限度額に10分の3を乗じて得た額とする |
|         | 交流促進型事業 |   |               |   |
| 地域協議会運  | 協議会運営経費 | 食糧費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、通信費、使用料及び賃借料、手数料その他市長が必要と認める経費                     | 交付対象経費の10分の10 | 50万円  |
|         | 事務員人件費  | 地域協議会の事務員を雇用する場合に要する給料等の人件費   | 交付対象経費の10分の10 | 180万円   |

|                |       |   |                                  |   |
|----------------|-------|---|----------------------------------|---|
|                | 委員活動費 | 地域協議会委員に対する活動費                                  | 地域協議会の委員数に<br>12,000円を<br>乗じて得た額 | 地域協議会の区域内の行政区の数に<br>3を乗じ、その数に10を加えた数<br>に12,000円を乗じて得た額 |
| 地域協議会事務所開設準備事業 |       | 地域協議会の事務所の開設に必要な机、椅子、電話、パソコン、プリンタその他市長が必要と認める経費 | 交付対象経費の<br>10分の10                | 50万円  |
| 地域協議会設立準備事業    |       | 地域協議会設立のための打合せに必要な消耗品、その他市長が必要と認める経費            | 交付対象経費の<br>10分の10                | 10万円（交付金の申請を2回行った場合は、その合計の額が10万円を超えないこと。）               |

備考 人口は、交付年度の前年度の4月1日現在のものとする。